

令和6年能登半島地震に伴う雇用保険の特例措置について

令和6年能登半島地震に伴い、事業所が災害により休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に賃金（休業手当を含む）を支払うことができない場合、実際に離職していなくても、又は再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者の方は失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。

※労働者が雇用されている事業所は被災地域外でも、労働者の就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が被災地域内の場合も対象になります。

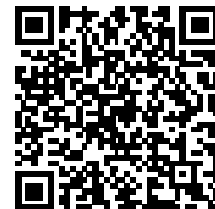
※制度利用に当たっての留意事項

この特例措置を利用して失業給付の支給を受けた方については、休業又は一時離職（以下「休業等」）が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等の前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、休業されていた労働者の方が再び就業することになった場合、またはこの特例の実施期限（令和7年6月30日）が到来した場合には、改めて「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

※本特例は激甚災害に指定されている地域（＝災害救助法の適用地域）が対象となります。対象地域については、直下リンクまたは右 QR コードから「令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について」の最新版をご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html



手続きの流れ

- ① 雇用保険被保険者休業証明書（雇用保険被保険者資格喪失届および雇用保険被保険者離職証明書の余白に「休業」と表示をした上で、離職理由欄などに斜線を引いてください）を記載の上、事業所管轄のハローワークへ提出してください。

雇用保険被保険者休業証明書の記載例は裏面をご覧ください。

※賃金台帳等を確認させていただく場合があります。事業所管轄のハローワークに提出できない場合（本社等が提出する場合）、別のハローワーク（本社等の管轄のハローワーク）に提出ができます。

なお、迅速な支給のため、可能な限り早期ご提出にご協力をお願いします。

※労働者が離職している場合は雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書を提出してください。

- ② ハローワークから休業票又は離職票を受け取り、休業又は一時離職した労働者へ送付

（労働者の方へ送付できない場合は、ハローワークへご相談ください）

- ③ 労働者が休業票又は離職票および本人確認書類を持ってハローワークへ来所し受給手続

（事業所が被災等により書類の提出が困難な場合、労働者が身分証明書や賃金額が確認できる書類を持ってハローワークへ来所してください。書類のない場合はハローワークへご相談ください。）

- 労働者に休業手当を支払い、雇用の維持を図る事業主は、雇用調整助成金が受給できる場合があります。

※詳細な内容は、最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

